

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、佐倉市飯野台観光振興施設（以下「観光振興施設」という。）の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 本市は、観光の振興及び利用者の健康の増進に資するため、健全なレクリエーション活動の場として、観光振興施設を設置する。

第二条 本市は、観光の振興及び利用者の健康の増進に資するため、健全なレクリエーション活動の場として、観光振興施設を設置する。

（名称及び位置）

第三条 観光振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

第三条 観光振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市飯野台観光振興施設	佐倉市飯野町二七番地

名称	位置
佐倉市飯野台観光振興施設	佐倉市飯野町二七番地

（業務）

第四条 観光振興施設の業務は、次のとおりとする。

第四条 観光振興施設の業務は、次に掲げるとおりとする。

一 利用者の健康増進及びレクリエーション活動の場の提供に關すること。

一 オートキャンプ場の管理に關すること。

二 観光情報等の提供に關すること。

二 テニスコートの管理に關すること。

三 その他市長が観光振興施設の設置の目的を達成するために必要と認める業務

三 その他観光振興施設の設置の目的を達成するために必要な業務

（指定管理者による管理）

第五条 市長は、観光振興施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に観光振興施設の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 観光振興施設の施設及び設備の維持管理に關すること。

二 観光振興施設の施設及び設備の使用の許可に關すること。

三 第四条第一号及び第二号に掲げる業務に關すること。

四 その他市長が必要と認める業務

（使用時間）

第七条 観光振興施設の使用時間は、別表第一のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更

することができる。

(休業日)

第八条 観光振興施設の休業日は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(利用の制限)

第九条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、観光振興施設の利用を拒み、又は退場させることができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- 三 観光振興施設の管理上支障があると認められるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(物品販売等の許可)

第十条 観光振興施設において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 一 物品の販売
- 二 寄附の募集
- 三 広告物の掲示及び配布
- 四 その他前三号に掲げるものに類する行為

2 市長は、前項の許可をする場合において、観光振興施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、前条第一号から第三号までのいずれかに該当するとき又は市長が行為を不相当と認めるときは、行為を許可しない。

4 第一項の許可は、市長が特に認める場合は、指定管理者にこれを行わせることができる。

5 前項の規定により指定管理者が第一項の許可をする場合は、第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(使用の許可)

第十一条 観光振興施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に観光振興施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の承認)

第五条 観光振興施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、第九条第一号から第三号までのいずれかに該当するときは、指定管理者が使用を不相当と認めるときは、使用を許可しない。

(使用の許可の取消し等)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

二 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

三 前条第三項に規定する使用を許可しない事由が発生したとき。

2 指定管理者は、観光振興施設の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 第一項の規定より使用の許可を取り消し、又は施設の使用の制限し、若しくは停止させた場合において、前条第一項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)(に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(特別の設備の設置の許可)

第十三条 観光振興施設に特別の設備を設置しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第十一条第二項中「前項」とあるのは「第十三条第一項」と、同条第三項中「使用」とあるのは「特別の設備の設置」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第十四条 観光振興施設の利用者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

(使用の制限)

第六条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観光振興施設の使用を承認しない。

一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

三 営利を目的とする行為を行うおそれがあると認められるとき。

四 管理上支障があると認められるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第七条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用を停止させることができる。

一 第五条第二項の規定による承認の条件に違反したとき。

二 虚偽の申請その他不正な手段により使用の承認を受けた事実が明らかと認められるとき。

三 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

四 前条各号に規定する事由が発生したとき。

2 市長は、観光振興施設の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、承認の変更又は取消しをすることができる。

3 市長は、第一項に規定する使用の承認の取消し等により観光振興施設を使用する者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第十一条 使用者は、観光振興施設を使用する場合において、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用料)

第八条 観光振興施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第十五条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第十六条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第十七条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第十八条 利用者及び使用者は、観光振興施設の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、観光振興施設の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

別表第一

区分		使用時間
オートキャンプ場	一泊	午前十一時から翌日の午前十時三十分まで
	日帰り	午前十一時から午後六時まで
テニスコート	一月四日から三月三十一日まで及び十一月一日から十二月二十八日まで	午前八時から午後五時まで
	四月一日から十月三十一日まで	午前七時から午後六時まで

(使用料の減免)

第九条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第十条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第十二条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第十三条 観光振興施設を使用する者は、観光振興施設の施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、観光振興施設の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第二

区分	単位	利用料金の上限額
オートキャンプ場	一区画一泊につき	四、〇〇〇円
	一区画日帰りにつき	一、〇〇〇円
	一区画一時間延長につき	三〇〇円
テニスコート	一コート一時間につき(日曜日、土曜日及び休日以外の場合)	五五〇円
	一コート一時間につき(日曜日、土曜日及び休日の場合)	六五〇円

注

- 一 オートキャンプ場の使用の延長は、一時間を単位とし、一時間未満の場合は、一時間とみなす。
- 二 一泊の使用に引き続き日帰り又は一泊の使用をする場合において、午前十時三十分から午前十一時まででは、延長時間とみなさない。
- 三 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日をいう。

別表

区分	単位	使用料
オートキャンプ場	一区画一泊につき	四、〇〇〇円
	一区画日帰りにつき	一、〇〇〇円
	一区画一時間延長につき	三〇〇円
テニスコート	一コート一時間につき	左以外の場合 五五〇円
	き	日曜日、土曜日及び休日の場合 六五〇円

注

- 一 一泊とは、午前十一時から翌日の午前十時三十分までの利用をいう。
 - 二 日帰りとは、午前十一時から午後六時までの利用をいう。
 - 三 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する祝日及び休日をいう。
- 備考 一区画に駐車できる自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三条に規定する大型自動車及び普通自動車をいう。)は、一台とする。